

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 7 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 12 月 4 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

教育総務課・学校教育課

第 2 監査の期間

令和 2 年 8 月 25 日（火）、26 日（水）、27 日（木）

第 3 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1 関係例規の整備について

下記の例規については、条文と様式に文言の相違や法律等の引用条項に誤り等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市学校給食費条例施行規則
- ・平戸市学校運営協議会規則
- ・平戸市英語検定料助成金交付要綱
- ・平戸市学校等適正規模検討委員会要綱

2 公有財産の管理について

学校用地の管理については、土地台帳（簿冊）をもとにデータによる管理がなされているが、地積の数値が相違している。また、一部、現況地積と台帳地積にも相違があるので、平戸市公有財産管理規則に基づく土地台帳（簿冊）の更新を行われたい。

一方、未登記用地については、平成29年度の定期監査でも意見として述べていたが、早急に解消するよう対応に努められたい。

【意見】

1 関係例規について

(1) 平戸市教育委員会事務局決裁規程中、財産の取得及び処分に関する決裁権者の決裁金額について、同様の市長部局例規との間で相違が見受けられたので、整合

性について検討されたい。

- (2) 平戸市いじめ等学校問題対策チーム要綱については、守秘義務規定が盛り込まれていないことから、必要性に応じ検討されたい。

2 行政財産から普通財産への編入について

廃校に伴い行政財産から編入が行われた普通財産の管理については、平戸市公有財産管理規則第9条第3項をもって引き続き教育委員会でなされている。

しかしながら、現状のまま年数を経過した財産もあり、教育費から修繕料を支出している事例も見受けられる。

編入後の普通財産の管理については、所管する担当部署と協議し適切に処せられたい。

3 時間外命令と勤務時間後の在庁時間について

令和元年度における教育総務課職員の出退勤表による勤務時間後の在庁時間を調査したところ、多い職員で年間793時間（うち時間外勤務命令時間141時間）となっており、課員の平均でも623時間（うち時間外勤務命令時間119時間）となっていた。

これらの在庁時間中、終業整理時間を勘案しても、時間外勤務を命じられないままの勤務があったことが推測される。

年々多様化し、細やかな住民サービスを求められる中、所管課においては、これまで業務の効率化や見直しに鋭意努力されていると思われるが、勤務時間後の在庁時間の削減に向けて、さらなる業務の見直しや時間外勤務命令の申請及び認定を明確にするなどして適切な対応に努められたい。

第6 むすび

学校現場におけるICT教育の推進については、平戸市小・中学校ICT教育推進計画（期間2015年～2019年）に基づき整備が行われており、令和2年度には、新たにクラウドサービスをそれぞれの拠点から接続し利用するため、対応する機器の更新が予定されている。

学校を取り巻く情報化の進展は著しいが、これまで導入した機器についても、引き続きその用途を十分確認し、適正な活用に努めてもらいたい。

また、第2次平戸市総合計画期間（2018年～2027年）においても、引き続き学校教育に関わるICT推進計画に基づいて、新たな教育環境に対応していく必要があると思われる。

一方、情報セキュリティについては、平戸市情報セキュリティ基本方針及び対策基準（平成31年4月1日施行）に基づき対応がなされているが、学校現場では、平戸市立小・中学校情報セキュリティ対策基準及び実施手順書（平成21年4月1日施行）をもって運用がなされていると思われる。「教育情報セキュリティのための緊急提言」（平成28年文部科学省）に示されているように、今後も新しいセキュ

リテイ対策やシステムを導入した場合は対策基準等を常に更新し、教職員に周知を図られたい。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの